

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所の商品番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】 注)	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> ）時点の条番号を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和 7 年 6 月 1 日</u> ）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和 7 年 6 月 法律改正に係る改正内容（令和 7 年 6 月 1 日施行に係るもの）を反映した。</u>
6-1-3-1-4（※5）	（※5）「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 2 章に規定された死刑、 <u>懲役</u> 、 <u>禁錮</u> 、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。	（※5）「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 2 章に規定された死刑、 <u>拘禁刑</u> 、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。
7-4-3 法第 113 条	(4) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を	(4) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を

	終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
7-4-3	④ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	④ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
標準様式第3-1 3	④ <u>禁固</u> 以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	④ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者